

「上天草 食の産地交流会 2014」業務委託仕様書

1. 業務名

「上天草 食の産地交流会 2014」業務委託

2. 委託期間

契約の日から平成26年3月10日まで

3. 業務の概要

(1) 事業の目的

上天草市は熊本県の西部、有明海と八代海が接する天草地域の玄関口に位置し、海に囲まれた美しい景観をはじめ、温暖な気候風土による豊富な農林水産物を有する。

当市は農林水産業の活性として、6次産業化の取組みや農商工連携の取組みを推進しており、当市の農林水産物の付加価値を高め、市外・県外に向けてPRすることによる“上天草食材”の認知度の更なる向上が重要と考える。

昨年度、「上天草 食の大商談会 2013」を市内で開催し、関東・関西方面や県内等から関係するバイヤーを招致し、生産者や事業者との直接商談を行った。本年度は単に取引に関わる商談をするのではなく、バイヤーとのコミュニケーションに重点を置いた交流会を行う。取引を越えた意思疎通を図り、事後の商談に繋がる可能性を高めることを目的とする。

(2) 業務の内容

関東、関西を中心に上天草市外(熊本県内)や福岡等の距離的に身近な消費地を拠点とする流通業者、デパート、食関連産業の多様なバイヤーを集め、地元事業者との交流会を開催する。バイヤーが当市に訪れ、生産者や事業者と直接対話し、意見交換をすることが目的であり、一般的な商談会とは一線を画する必要がある。

初日に当市が指定する生産者を訪問する「食材探しツアー」を実施し、実際に生産者との交流をコーディネートする。ツアー後は食事を兼ねたレセプションを行う。

翌日は「食材探しツアー」、レセプションの総括として、交流会を大々的に実施。

1. 産地を巡る「食材探しツアー」

→当市が選定した食関連の専門家(バイヤーや飲食店)の推薦を基に、当市に特に興味を持つ参加者を広域的に募集し誘致する。実際に生産現場を巡り、直接生産者から話を聞き、その場で収穫した食材を試食して、生産者・事業者との交流を深める。

<30人を想定>

2. 懇親レセプション

→「食材探しツアー」で面識を持った参加者と生産者・事業者だけではなく、主催側関係者(漁協・農協・商工会・観光協会)とも懇親の場を設け、横断的なコミュニケーションが取れるように実施する。

3. 「食材探しツアー」後の交流会

→「食材探しツアー」を通して、参加者が直接対話を望む生産者・事業者との交流の場を設け、事前にアンケートを実施した指名制の交流と自由交流の2つを用意する。

指名制の交流には20分程度の時間設定をしたスケジュールを組んで実施する。

I. 商談会の実施、運営管理

①期日

開催期間は2日間とし、平成26年2月27日・28日の2日間。

なお、開催初日に「食材探しツアー」及びレセプション（懇親会）を行い、翌日に交流会を行う。

②規模

出展者側

上天草市内事業者：30社程度

来場者側

【客数目安】

市内飲食店関係者：20店舗程度

県内業者：5名

県外業者：5名

関東業者：10名

関西業者：10名

※この人数が最低限の目安であって、これ以上の参加を制限するものではない。

③会場

・規模に応じた、適切な当市内の施設を使用すること

※昨年度開催した会場も含め、候補場所はこちらから案内

④来場者の対象地域等

・当市の食材を広くPRするため、当市市外(熊本市を中心とした県内)や福岡、広島等の距離的に身近な消費地から、大消費地としての東京、大阪をメインの対象とし、全国的に参加を呼び掛ける

⑤商談会行程の企画

・初日が「食材探しツアー」及びレセプション、翌日が指名・自由制の交流会を実施する内容の企画

・行程の想定は次のとおり

1日目：「食材探しツアー」の実施及びレセプション（懇親会）の実施

2日目：指名・自由性の交流会を実施

※ツアーの内容は当市と協議のうえ決定する

※「食材探しツアー」は当市が指定する事業者に限り、参加の可否と参加者を取りまとめること

⑥出展者への事前説明会の実施

⑦交流会の案内冊子、パンフレットを作成し配布

⑧来場者対象のアンケート作成と集計

⑨出展者対象のアンケート作成と集計

II. 告知業務

①受付窓口の設置及び事前周知等

- ・市内事業者への出展募集
- ・行程に係る関係事業者等への手配及び依頼
- ・「食材探しツアー」・レセプション・交流会の事前周知

※予算の範囲内であれば、周知の媒体は問わないが、全国的に参加を呼びかけるとともに、対象者が来場したくなるような周知方法を考案すること

※媒体の例として、チラシや委託業者が管理するホームページへの情報掲載等を想定

来場対象者例

1. 小売業・通販
(百貨店、量販店・スーパー、小売店、通信販売、生協、コンビニなど)
2. 食品関連メーカー・卸売業・商社・流通
(メーカー、市場、仲卸、商社、輸出業、物流業など)
3. 外食業・集客施設
(レストラン、外食チェーン、居酒屋、食堂、旅館、ホテルなど)
4. 弁当・総菜・食品製造業
(弁当・総菜販売、食事宅配業者、食品製造業など)
5. 行政・関連団体
(国、県、市町村、商工業団体、農水産業団体、学術・研究機関など)

4. 業務に係る経費

I. 委託料に含まれる費用

委託料に含まれる費用は次に掲げるものとし、その額は2,990,000円以内（消費税を含む）とする。

①運営に係る以下の経費。

- ・会場レンタル費
- ・会場、出展ブース装飾費
- ・会場運営費(電気・水道設備等)
- ・当日の運営スタッフ(受付・会場警備・案内係など)

②来場者募集に係る経費

- ・商談会パンフレットの作成
- ・宣伝広告費

③来場者に係る経費

- ・誘致バイヤーの交通費補助

※交通費補助は実際の誘致バイヤーに限り、キャンセルにより生じる費用については、契約金額に関わらず、市は一切負担しないものとする

④出展者募集に係る経費

- ・市内事業者への出展案内送付費(案内資料の制作含む)

⑤レセプション(懇親会)にかかる経費

- ・会場費及び飲食にかかる経費。なお、経費の一部として、参加者からの参加費徴収は可とする。

⑥産地ツアーに係る経費

- ・マイクロバスレンタル費等

5. 企画提案に係る留意事項

- (1) 交流会の企画提案については、実現可能な行程を作成すること
- (2) 会場は規模に応じた、適切な当市内施設を使用し、基本的な商談会形式の対面ブース、企業同士のマッチング商談を個別ブースで行うこと
- (3) 当市指定の市内事業者案内し、出展させること
- (4) 当市指定の来場対象者に告知し、来場させる調整をすること
- (5) 実際の商談に繋がる来場者の確保、出展者への事前説明・指導に留意した企画とすること

6. 成果品の提出

委託事業完了報告書及び報告書データ（CD-ROM）

- ・実施概要（内容、事前周知の方法、参加申込みの状況等）
- ・実施状況（来場者の状況等）
- ・業務委託の内容に対する感想や改善点 等

※提出期限は業務終了後、1週間以内とする

7. 業務の実施

業務の実施にあたっては、委託者及び関係者等と協議を行い、協議結果に従って業務を進めるものとする。

8. 契約方法

本事業の受託を希望する者は、別に定める期日までに企画書及び見積書を提出すること。提出後に選定委員会による審査において、本企画の趣旨に適すると考えられる企画書を提出した業者を選定し、契約を行う。

なお、企画書等の作成・提出に要する費用は、提出者の負担とする。

9. 個人情報の取扱い

本業務委託の履行及び作成された成果品における個人情報の取扱いについては、以下に定めるとおり取扱うものとする。ただし、委託者において「プライバシーマーク制度（※）」を導入されている場合はこの限りではない。

- (1) 市の業務委託の業務を遂行するうえで得た顧客情報は、顧客本人の了承を得ないまま委託業者の他の業務に使用してはならない。
- (2) 必要性を十分検討し、個人情報の取扱いについて必要最小限にすると共に、個人の権利及び利益を侵害することのないよう配慮するものとする。
- (3) 当該個人情報を正確なものに保つよう努め、登録された個人情報について本人が確認する手段を講じ、過誤等のあるときは、本人の請求に基づき削除又は訂正ができるものとする。
- (4) 収集から廃棄に至るまで、適切に取扱うものとする。
- (5) 上記に定めるもの以外については、上天草市個人情報保護条例に基づき、取扱うものとする。

※プライバシーマーク制度

…日本工業規格「JIS Q 15001 個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」に適合して、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備している事業者等を認定して、その旨を示すプライバシーマークを付与し、事業活動に関してプライバシーマークの使用を認める制度

10. 著作権の譲渡等

この契約により作成される成果品の著作権は、上天草市が有するものとする。

11. その他の事項

(1) 再委託について

原則として、本業務委託における業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、予め当該委託作業を完全に履行するために関与するすべての委託先（順次、再委託する場合は最終の委託先まで）を特定し、再委託の内容、情報、再委託先、その他再委託先に対する管理方法等を記載した書面を上天草市へ提出し、承諾を得た場合はこの限りではない。再委託がある場合は、企画書にも明示すること。

(2) 仕様変更

本件受託事業者はやむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合は予め上天草市と協議のうえ、承認を得ること。

(3) 記載外事項

本仕様書に記載されていない事項については、上天草市の指示に従うこと。

(4) その他

本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、上天草市と協議すること。